○財務省令第三十号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項各号の規定に基づき、財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年財務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第八条第一項第一号に掲げる」を「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（以下この条において「農地」という。）につき耕作の業務を営む」に、「同居の親族又はその配偶者（同項第二号に掲げる者に限る。）」を「同法第二条第二項に規定する世帯員等（）に、「同居親族等」を「世帯員等」に、「農業経営者の確認」を「生産に従事する農地の所在地の農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下この条において同じ。）から証明」に改め、同項第二号中「農業委員会等に関する法律第八条第一項第一号に規定する面積の」を削り、「農業生産法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人」を「農地所有適格法人（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人」に改め、「農業委員会等に関する法律第八条第一項第三号に掲げる者に限る。」を削り、「農業生産法人の行う」を「農地所有適格法人の行う」に、「農業生産法人の確認」を「生産に従事する農地の所在地の農業委員会から証明」に、「農業生産法人が」を「農地所有適格法人が」に改め、同条第二項第一号中「同居親族等」を「世帯員等」に、「農業経営者の確認」を「生産に従事する農地の所在地の農業委員会から証明」に改め、同項第二号中「農業委員会等に関する法律第八条第一項第一号に規定する面積の」を削り、「農業生産法人の組合員等で、当該農業生産法人」を「農地所有適格法人の組合員等で、当該農地所有適格法人」に、「農業生産法人の確認」を「生産に従事する農地の所在地の農業委員会から証明」に、「農業生産法人が」を「農地所有適格法人が」に改め、同条第三項中「でんぷん」を「でん粉」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の財務省関係構造改革特別区域法施行規則第一条第一項及び第二項の規定は、この省令の施行の日以後に構造改革特別区域法第二十八条第一項各号に掲げる酒類（以下「特定酒類」という。）の製造免許（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下同じ。）を受ける者について適用し、同日前に特定酒類の製造免許を受けた者については、なお従前の例による。

○財務省令第三十一号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）及び関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十八年政令第百六十八号）の施行に伴い、関税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

関税法施行規則等の一部を改正する省令

（関税法施行規則の一部改正）

第一条　関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の六ただし書中「第一条の五」を「前条各号」に、「第一条の六」を「この条」に改め、同条を第一条の七とする。

第一条の五第十号中「行なわれた」を「行われた」に改め、同条を第一条の六とする。

第一条の四を第一条の五とし、第一条の三を第一条の四とし、第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

（郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす書類）

第一条の二　法第六条の三（郵送等に係る申告書等の提出時期）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面に添付すべき書類及び当該書面の提出に関連して提出するものとされている書類とする。

一　法第七条の九第二項（帳簿の備付け等）及び第六十七条の八第二項（帳簿の備付け等）において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下この号及び次号において「電子帳簿保存法」という。）第六条第一項若しくは第二項（電磁的記録による保存等の承認の申請等）又は第七条第一項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）（これらの規定を電子帳簿保存法第九条（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書又は届出書

二　法第九十四条第三項（帳簿の備付け等）において準用する電子帳簿保存法第六条第一項、第二項若しくは第六項又は第七条第一項（これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書又は届出書

三　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第三条の二第二項（変質、損傷等による戻し税の手続）（同令第三条の三及び第三条の四（変質、損傷等による戻し税の手続等についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書

四　関税定率法施行令第五十三条の三第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続）の規定により提出する申請書

五　関税定率法施行令第五十六条第三項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続）（同令第五十六条の三及び第五十六条の四（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書

六　相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十五条第一項（還付）の規定により提出する還付請求書

七　不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十九条第一項（還付）の規定により提出する還付請求書

（通関業法施行規則の一部改正）

第二条　通関業法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とする。

第七条中「通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）第十二条本文」を「令第十二条本文」に、「はつて」を「貼つて」に改め、同条ただし書中「同令第十二条ただし書」を「令第十二条ただし書」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第二条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（許可の承継に係る承認申請の添付書面）

第二条　前条の規定は、通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号。以下「令」という。）第二条の二第三項に規定する財務省令で定める書面について準用する。

（関税暫定措置法施行規則の一部改正）

第三条　関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の表以外の部分中「第三項」を「第二項」に改める。

別表第一九・〇一の項中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に改める。